

岩倉市教育振興基本計画 (骨子案)

平成 28 年 2 月

岩倉市教育委員会

目 次

第1章	計画の基本事項	1
1	計画策定の趣旨と背景	1
2	計画の性格	1
3	計画の期間	2
第2章	岩倉市の教育・生涯学習等を取り巻く状況	3
1	全国的な動向	3
2	岩倉市の状況	3
3	アンケート調査の結果	3
第3章	めざす姿	4
1	基本理念（案）	4
2	基本方針（案）	5
3	基本目標（案）	6
4	施策の体系	7
第4章	取組みの方向	8
第5章	推進体制	9
1	計画推進にあたっての体制整備	9
2	計画の評価・検証体制	9
資料編		10
1	策定の経過	10
2	検討組織	10
3	用語説明	10

第1章 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨と背景

近年、我が国においては、少子高齢化の急速な進行、グローバル化の進展による世界情勢の急速な変化、環境問題や貧困問題の顕在化、地域間格差の広がり、社会における安全・安心の確保など、さまざまな課題が生じています。こうしたなか、市民一人ひとりが人生を豊かにするとともに、変化する時代に対応しながら社会を生き抜く力を身に付けていくことが重要となります。

国においては、平成18年に教育基本法が改正され、教育の目標や新しい時代の教育の基本理念が示されました。これを受けて平成20年に「教育振興基本計画」が策定され、教育基本法に示された基本理念の実現に向けた基本方向が定められました。さらに、平成25年にはその後の社会情勢の変化などを踏まえた「第2期教育振興基本計画」が策定され、国では教育改革を最重要課題の一つとして取組が進められています。

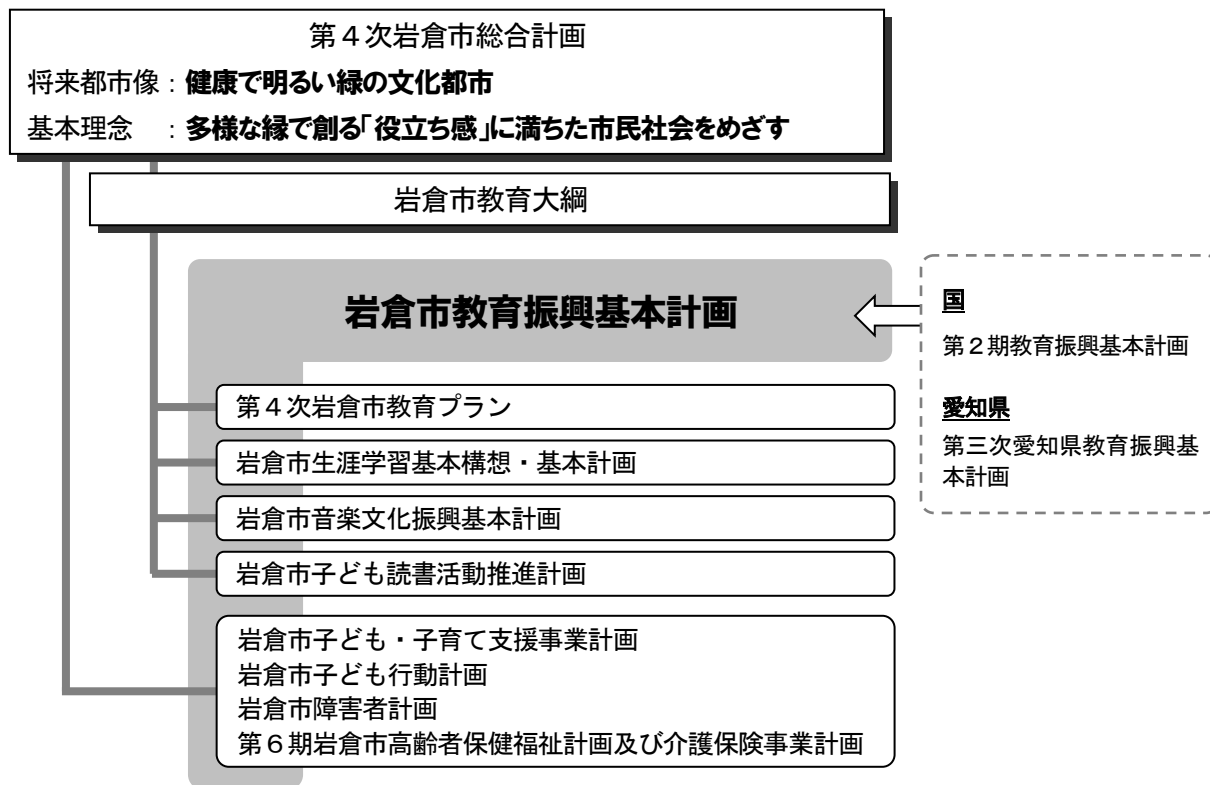
また愛知県においても、平成28年に「第三次愛知県教育振興基本計画」が策定され、愛知県の将来を支え、発展させていく人づくりに向けた取組が進められています。（予定）

「岩倉市教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）は、本市におけるこれまでの教育施策やさまざまな地域活動、国・県の動向をふまえ、今後本市がめざすべき教育目標を明らかにするとともに、学校をはじめ、市民、地域、行政などすべての主体が連携しながら、目標を共有し、その達成に向けた取組を推進するため策定するものです。

2 計画の性格

- 本計画は、「教育基本法」第17条第2項に基づいて策定する、本市における教育振興のための施策に関する基本的な計画として位置づけます。
- また、本計画は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき地方公共団体に義務づけられている「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」の方向性と整合を図るものとします。
- 本計画は、国の「第2期教育振興基本計画」や、愛知県の「第三次愛知県教育振興基本計画」等の内容を踏まえて策定します。
- 本計画は、「第4次岩倉市総合計画」の、学校教育・生涯学習分野に関する具体的な部門別計画として位置付け、岩倉市における各分野の関連計画と整合・調整を図りながら策定します。

■計画の関連イメージ



■関連計画の期間等

	計画名
国	「第2期教育振興基本計画」(対象期間：平成25年度～平成29年度)
愛知県	「第三次愛知県教育振興基本計画」(対象期間：平成28年度～平成32年度)
岩倉市	「第4次岩倉市総合計画」(対象期間：平成23年度～平成32年度) 「岩倉市教育大綱」 「第4次岩倉市教育プラン」(対象期間：平成25年度～平成28年度) 「岩倉市生涯学習基本構想・基本計画」(平成15年3月策定) 「岩倉市音楽文化振興基本計画」(平成10年3月策定) 「岩倉市子ども読書活動推進計画」(対象期間：平成28年度～平成32年度) 「岩倉市子ども・子育て支援事業計画」(対象期間：平成27年度～平成31年度) 「岩倉市子ども行動計画」(対象期間：平成25年度～平成29年度) 「岩倉市障害者計画」(対象期間：平成25年度～平成29年度) 「第6期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」(対象期間：平成27年度～平成29年度)

3 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。なお、必要に応じて、中間年度を目途に、本計画の見直しを行います。

■計画期間

平成(年度)	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
岩倉市教育振興基本計画	策定		◎									
							中間見直し			改訂		

第2章 岩倉市の教育・生涯学習等を取り巻く状況

教育・生涯学習を取り巻く現状・課題等の掲載。

1 全国的な動向

2 岩倉市の状況

3 アンケート調査の結果

第3章 めざす姿

基本方針や、岩倉市でめざす教育・生涯学習の基本理念等の掲載。

1 基本理念（案）

アンケート結果やヒアリング結果、近年重視される全国的なキーワード等を踏まえ、岩倉市でめざしていく教育の姿を示します。（28年度に検討・決定予定）

【主なキーワード（例）】

社会を生き抜く力	生きる力	自立・協働・創造
未来への飛躍	新たな価値の創造	グローバル化
学びのセーフティネット	安心・安全	
絆をつくる	互助・共助	活力あるコミュニティ
自己実現	多様性の尊重	主体性・能動性
チャレンジ	アイデンティティ	社会全体の教育力
誇りと自信	社会の担い手	生涯現役・全員参加

参 考

「第2期教育振興基本計画」の3つの理念と4つの基本的方向性

理念 「自立」「協働」「創造」

基本的方向性 1. 社会を生き抜く力の養成 2. 未来への飛躍を実現する人材の養成
3. 学びのセーフティネットの構築 4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

「第三次愛知県教育振興基本計画（案）」の基本理念

「自らを高めること」と「社会に役立つこと」を基本的視点とした「あいちの人間像」の実現

「名古屋市教育振興基本計画」の基本理念

夢に向かって人生をきり拓くなごやっ子の育成

2 基本方針（案）

本市の教育・生涯学習等を推進するにあたって大切にしていける基本的な方針は次のとおりです。

基本方針1 一人ひとりの学ぶ意欲を大切にする

自ら学ぼうとする子どもを育てる視点を大切にします。また、大人になっても生涯を通じて自分を高め続けることができるよう、個々が主体的に学ぶ意欲を高めることを重視して各種の取組を推進します。

基本方針2 豊かな人間性を育む

学校、家庭、地域において、子ども自身の優しさや思いやりの心、自分を大切にする気持ちなどを育てる教育を進めます。また、文化・芸術活動やスポーツ活動、伝統文化の継承活動などを通じた、仲間とのコミュニケーション、感動する心の育みを大切にします。

基本方針3 教育を支えるすべての主体が信頼関係をつくる

市民、地域、学校、行政等のすべての主体が、相互に信頼関係を持って、それぞれが役割を果たしながら岩倉市の教育・生涯学習等に取り組みます。

基本方針4 生涯を通じた「学び」を支える

子どもから大人まで、それぞれのライフステージに応じて切れ目なく学ぶことができるような環境づくり、機会づくりを進め、生涯を通じた学びを支援します。

基本方針5 自らの「学び」を地域や社会に役立てる

人と関わるなかで、学んだことを地域社会や他者のために活用し、そしてまた自分自身も「役立ち感」を感じることで喜び・生きがいにつなげていきます。

3 基本目標（案）

本計画では、次の基本目標に沿って、総合的に施策・事業を展開します。

1 「まちづくりびと」を育む教育の推進

幼稚園、保育園、認定こども園において、家庭との連携のもとに子どもたちの道徳心の育成や基本的な生活習慣の定着などを図り、心身の健やかな発達を支援します。

また、学校においては子どもたちの自ら考え行動できる確かな学力、他者を思いやり助け合える心、たくましく健康な体を育む教育を進めます。さらに、このような教育を支える教師の授業技術の向上を図るとともに、家庭や地域に信頼され、子どもたちが安心して学べる教育環境を整備します。このような総合的な教育体制の整備により、明日の岩倉市を託すことができる「まちづくりびと」を育みます。

2 家庭・地域とともに進める教育の展開

子どもたちの教育において、学校・家庭・地域が一体となって教育に取り組むことができるよう、家庭教育への支援を図るとともに、地域の教育力を学校の教育活動に生かします。また、学校・家庭・地域の連携を強化し、地域全体で子どもを育てるコミュニティづくりを推進します。

3 生涯を通じた学びの定着

誰もが学習活動を通じて自らを高め、豊かな心を育むことができるよう、ライフステージに応じた学習機会の充実や環境の整備を図るとともに、きめ細かな学習情報の提供に努めます。あわせて、生涯学習活動を個人の活動のみにとどめず、その過程や成果が社会に還元され、まちづくりに生かされるようなしくみづくりを進めます。

4 文化の薫り高いまちづくり

文化・芸術活動を通じて市民が心豊かな生活を送ることができるよう、活動環境の整備や、市民が主体的に文化・芸術活動に関わることができる機会の創出を図ります。

また、本市でこれまで取り組んできた音楽文化の特徴を活かし、音楽に親しみ、音楽を楽しむ市民を増やし、生活の中に音楽が根付く「音楽のあるまちづくり」を進めます。

5 地域の歴史・文化の次世代への継承

本市の貴重な文化財や歴史遺産の保存と活用に努めるとともに、史跡公園や郷土資料室・くすのきの家展示室などを活用し、市民が文化財などにふれる機会の充実に努めます。また、市民共通の財産である山車・からくり人形やお祭り等の地域の伝統文化についても、維持・継承活動を支援します。

6 「一市民一スポーツ」の実現

スポーツをする・見る・支える楽しさが広がり、年齢や性別など、一人ひとりの状況に合わせてスポーツに親しむことができる「一市民一スポーツ」の実現を目指します。市民が気軽にスポーツに親しみ、より豊かで充実した生活を送ることができるよう、スポーツ活動に参加する機会の充実と環境の整備を図ります。

基本理念・めざす子ども、人間像



庁内推進体制（大綱との整合）、点検・評価体制（PDCAサイクル）の整備

第4章 取組みの方向

「基本目標」に沿って、施策・事業の方向性を掲載。

(掲載項目案)

- ・現状、課題
- ・数値目標
- ・施策の方向性
- ・施策ごとに実施する事業等の方向性

第5章 推進体制

計画推進にあたっての体制及び評価のしくみを記載します。

1 計画推進にあたっての体制整備

- ・ 市民への計画の周知と各種情報の収集・発信
- ・ 庁内における連携体制（大綱との連携）
- ・ 関係機関等との協働による推進体制
- ・ 財源の確保
- ・ 変化する社会情勢等への対応

2 計画の評価・検証体制

- ・ PDCAサイクルによる計画の進行管理
（教育委員会の点検・評価、総合教育会議との連携など）
- ・ 市民や保護者等の意見の反映

計画策定に関わる資料を示します。

1 策定の経過

- ・策定にあたって実施した協議、調査等の実施年月日等の掲載 等

2 検討組織

- ・岩倉市教育振興基本計画推進委員会条例
- ・委員名簿

3 用語説明

- ・計画書に出てくる用語の解説を掲載